

申請における注意事項（Q&A）

令和5年4月1日時点

（要綱関係）

	質問	回答
要綱第1条関係	建設業に係る資格・建設関連業に係る資格とは具体的に何を指すのか。	建設業に係る資格とは土木施工管理技士、建築施工管理技士等を指し、建設関連業に関する資格とは測量士、建築士等を指します。
〃	技術継承のために実施する研修会とは具体的に何を指すのか。	例えば、検定等の受検者に対する実技の事前訓練講習会が挙げられます。
〃	建設工事従事者の安全健康確保のために実施する研修会とは具体的に何を指すのか。	例えば、安全大会が挙げられます。
要綱第2条関係	従業員に事務職員は含まれるか。	勤務日数が週4日以上又は月16日以上のものであれば含まれます。
〃	日々雇用の従業員も対象としてよいか。	常勤ではないため、対象となりません。
要綱第4条関係	従業員が支払った経費も対象となるのか。	従業員が負担した経費は対象となりません。会社が全額負担したものに限りです。
〃	消費税を除く計算方法がよく分からないので、補助金額の具体的な計算方法を示してほしい。	別紙「記載例」を参考にしてください。
要綱第5条関係	女性を含む場合20万円が上限となるようだが、35歳未満であることも兼ねる必要があるのか。	女性を含む場合は、年齢を問いません。
要綱第6条関係	試験のための直前講習を受ける場合、交付申請書の提出期限は試験日を基準とするのか、それとも直前講習の受講日を基準とするか。	試験日を基準とします。試験日の30日前までにご提出ください。 なお、予算の上限に達した場合は受付を終了しますので、受験者が決まった時点での速やかな申請をお勧めします。
〃	1級建設機械施工技士を受験するが、1次試験と2次試験がある。別紙1にどのように記載すればよいか。	1次・2次（前期・後期）がある試験については申請する場合は、それぞれの試験について記載してください。1次試験合格者のみ2次試験の受験資格が与えられる場合、1次試験を不合格になったときは、2次試験の受験料は補助対象外となりますので、変更承認申請書（様式第2号）の提出が必要です。まずは建設・技術課までご連絡ください。
〃	申請書に押印は必要か。	原則、押印不要です。
要綱第7条関係	受験者が体調不良で試験を受けられなかったが、補助の対象となるか。	体調不良で受験できなかった場合も補助対象とします。しかし、受験料が返還されるなど、交付決定通知書に記載された補助対象経費が変更になった場合は、変更承認申請書（様式第2号）の提出が必要です。まずは建設・技術課までご連絡ください。
要綱第8条関係	複数の資格について申請しているが、それぞれ受験した後に実績報告書を提出するのか。	実績報告書は、全ての受験が終わった後14日以内に提出してください。 なお、1次試験に不合格となり2次試験を受験できない場合は、実績報告書（様式第4号）の提出前に変更承認申請書（様式第2号）の提出が必要です。